

電力託送料金の妥当性に関する公共料金等専門調査会意見

令和4年11月28日

消費者委員会公共料金等専門調査会

託送料金は、日本では、小売電気事業者が送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であり、その料金については送配電事業が地域独占であることから、経済産業大臣が認可する仕組みとなっている。託送料金の制度に関しては、事業者において値下げに向けた効率化インセンティブが十分に働きにくいのではないかとの問題意識¹から、経済産業省において制度改革が議論され（この間、消費者委員会でも消費者庁の諮問を受けて平成28年7月、令和2年8月及び令和3年7月の3度にわたって意見を発出²）、令和5年度から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることになった。

現在、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会では、レベニューキャップ制度の導入に向けて、一般送配電事業者の収入の見通し（収入上限）を含む事業計画について審議が行われている。この事業計画は、令和5年度から5年間の第1規制期間における託送料金水準を決定する前提となるものであり、審査された事業計画に基づき託送料金約款の認可申請が行われる。

レベニューキャップ制度の導入に向けた準備が進む中、現下の資源・燃料価格の急騰に起因する物価高騰、とりわけ電気料金の上昇により国民生活の負担感が増している。こうした状況の中で、消費者に請求される電気料金の約3～4割を占める託送料金の水準が適正な査定を踏まえて設定されるかどうかは、消費者にとって重大な問題であり、国民生活への影響も大きい。かかる状況を踏まえ、令和4年10月5日、内閣総理大臣から消費者委員会に対して、「消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について」の諮問がなされた。そこで、審議を行っている電力・ガス取引監視等委員会にお

¹ 託送料金については、総括原価方式の下、一般送配電事業者から値上げの申請がある場合に、国が審査を行い認可を行う仕組みとなっているところ、事業者が値上げを必要とする場合には厳格な審査が行われる一方、それ以外の場合には料金や費用の適正性が必ずしも十分に検証されないこと、また、認可された料金水準の下で、一般送配電事業者が効率化努力を行うことなどにより超過利潤が一定の水準を超えた場合、経済産業大臣の変更命令により料金の引下げを求める仕組みとなっていることが、事業者における効率化インセンティブが働きにくい要因として指摘されていた。

² 平成28年7月26日 電力託送料金の査定方法等に関する消費者委員会答申

令和2年8月28日 賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する消費者委員会意見

令和3年7月16日 電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する消費者委員会意見

いて、消費者の視点から必要な論点を取り上げられているかにつき、本専門調査会で検証を行うこととなった。10月7日、11月10日、17日の計3回にわたり、本専門調査会を開催し、精力的に調査³・審議を行った。下記の通り、上記諮問に対する本専門調査会としての意見を取りまとめた。

託送料金の査定方法について

消費者の視点からは、最終的に電気料金として請求される金額やその中で託送料金が占める金額、託送料金の水準の適正性、託送料金を引き下げる効率化がなされているのか、効率化に向けての行政の監視は十分かといった観点が重要である。電力・ガス取引監視等委員会が実施している査定については、料金制度専門会合への消費者庁・消費者団体の参加や審議の公開等⁴、消費者参画の機会が確保されている一方で、消費者の視点から見ると、以下の点について疑問点や留意事項が残る。

(1) 統計的手法やトップランナー的補正による査定

電力・ガス取引監視等委員会は、収入上限の審査に係る各費用区分の査定に当たり、個別査定に加え、効率的な一般送配電事業者の実績値等を用いた統計的な査定を行うため、一般送配電事業者間比較の観点から重回帰分析で算出した平均的な推計費用にトップランナー的補正を行うことで効率化を促す手法等を採用している。一般送配電事業者が提出した事業計画がそのまま認められないよう、一定の工夫がなされているほか、設備拡充・更新投資は「投資量」と「単価」に分けて、特に単価については過去実績や事業者間比較により分析・査定が行われている。他方、もともと地域独占で競争が働いていない一般送配電事業者⁵間の比較の妥当性、トップランナー的補正が中央値や10社中第3位の値をベースとしていることの妥当性については明確な説明⁶がなされておらず、明らかにされる必要がある。また、第4位以下の事業者によるキャッチアップを促すだけでなく、先行事業者（第1位から第3位）に更なる取組を促す観点からの検討も必要である。

³ 電力・ガス取引監視等委員会の協力を得て、各電力会社から託送原価に関するデータの提供を受けて分析を実施。ただし、提供を受けたデータの範囲内での分析であることに留意。

⁴ 資源エネルギー庁により、パブリックコメントも実施されている。

⁵ 電力自由化の際、発電部門や小売部門と異なり、送配電部門は規模の経済性が働いたため、競争によって二重投資がなされることで逆にコスト増となり非効率であるとの考え方の下、規制の下での効率化が図られることとなった。

⁶ 電力・ガス取引監視等委員会事務局からは、イギリスにおける取組等を踏まえた上で決定したとの説明があった。

さらには、各社から提出されている事業計画について、各論での統計的手法を用いての査定の積み上げがなされているところ、全体としてどのように効率化が図られているかについて明確な説明が必要である。

(2) 効率化の確認態勢

- ① 設備拡充・更新投資など既存のネットワークに係る費用の部分（各年固有の事情に基づく突発的な費用（災害対策等）を除く）については当初提出された事業計画において、一般送配電事業者が妥当性をどのように判断したのか明らかでない。既存のネットワークを軸とする CAPEX 及び OPEX 及びその他費用は、平成 29 年度～令和 3 年度と比較すると、ほとんどの一般送配電事業者において、令和 5 年度～令和 9 年度のコストは増加している【別添 1】⁷。一般送配電事業者は、効率化で削減する姿が示されるのではなく費用が増加している点について明確に説明すべきである。
- ② そうした状況に鑑みれば、統計的手法やトップランナー的補正のみではなく（一般送配電事業者間の横並びの比較にとどまらず）、これまでの経年で評価することによって一般送配電事業者ごとに全体として毎年効率化が行われて費用が低減しているかどうかを精査しつつ、事業者としてどのように費用を管理し、それを達成しようとしているのか、どのような体制で費用低減、効率化を図り、管理しているのかなど、その取組についても確認することが必要である。OPEX や CAPEX 等の項目ごとに査定するだけでなく、全体としてコスト削減の努力が図られているかどうかを確認することが重要である。
- ③ その際、送電費、変電費及び配電費等のそれぞれについて工事種別ごと（例：送電費であれば架空送電工事等）に、「投資量（数量）」と「単価」に分け、単価（特に全体へのインパクトが大きな大規模な工事種別の精査が必須）が経年で変化しているかに着目して精査することが必要である⁸。また全体コストを評価するためにはこの単価も、一つの物品の単位当たりコストにとどまらず、各工事種別に含まれる資材費、工費、移動・保管にかかる費用などを含めた工事単位ごとの価格として評価する必要がある。その場合、実質的な競争入札が行われているか、効率化のために調達方法にどのような工夫がなされているかを評価すべきである。投資量が確保されることは、ネットワークの維持・更新に必要であることから、特

⁷ 電力・ガス取引監視等委員会の協力を得て、各電力会社から託送原価に関するデータの提供を受けて分析を実施。ただし、提供を受けたデータの範囲内での分析であることに留意。（別添 2～4 も同様）

⁸ 別添 2－1 において、年度によってばらつきのある単価がある点について、年度ごとの工事の状況等を精査する必要もある。

に上記に示した範囲における単価、価格についてコスト削減の努力が図られているか否かを検証することが求められる。【別添 2－1～2－3、3】

(3) 工事発注に係る競争性の実効性の確保

実際の工事発注に当たっては、競争入札の導入割合を高めることが目標として掲げられることが多いが、単に競争入札の導入割合を見るだけでなく、1社入札ではなく複数の企業が入札に参加している実態があるか、毎年同じ企業による受注が繰り返されていないか、入札のシェアが固定化していないか、また同じ企業が数年おきに順番で落札しているような実態がないかなど、入札の実態を細かく精査することが必要である。その際、固定化等の実態が明らかとなった場合には、その背景や効率化への寄与などを確認した上で、競争性を確保することが必要である。

競争の実態等を見るために一般送配電事業者について工事種別ごとに落札金額上位3社の状況を年度ごとに見てみると、順位や事業者が固定している傾向が見られるほか、近年その傾向が高まっているケースも一部見られる【別添 4】。またこの間、1位の企業が変わらず、かつシェアもほぼ一定というケースも見られる。コスト削減のためにどのような取組を行っているかを確認することも必要である。特に規模の大きな工事種別、例えば配電工事等の実態についてより詳しく精査すべきである。

(4) 次世代投資の計上費用の検証

- ① 次世代投資については、一般送配電事業者から総計約 200 件の計画が提出され、個別査定が行われているが、まずは発送電分離の考え方を踏まえ、厳に送配電に関わる計画に限定されるべきであり、発電や小売に係る費用を計上することは認められない。
- ② 離島について、「再生可能エネルギーアイランド化」があげられているが、現下の化石燃料価格の高騰を考えれば、再生可能エネルギーによる電力供給は、離島のエネルギーコストを大きく下げていく可能性が高い。そのため、第1規制期間において次世代投資として捉えた場合でも、実施に当たっては実験的な取組を避け、事業としての導入が行われるべきである。また、こうした案件の投資効果については、引き続き精査が必要である。
- ③ 今回、各社とも「次世代スマートメーター」に係る費用計上が多く見られるが、スマートメーターは10年ごとの更新が必要であり、これが新しく次世代へ投資する活動なのか、事業のルーティンなのか、慎重な検討が必要である。もし仮に、次世代投資と位置付けるとしても、現在議論されて

いるように現行スマートメーター導入費用以上にかかる費用のみを精査し、かつ、「次世代スマートメーター」導入によって削減される多くの費用と総合で判断すべきである。また、スマートメーターが未だ設置されていない需要家も存在するが、そうした需要家へは「次世代スマートメーター」の導入を先行的に実施し、厳に二重投資を避けるべきである。この令和7年度以降⁹を予定している次世代スマートメーターの先行的導入のためのスケジュールも併せて示すことが適当である。

- ④ 一般送配電事業者各社間にはこれまで投資の取組を進めてきたところと取組が遅れているところとが存在している。例えば、「需給予測の精緻化」など、本来送配電事業者の基本的な事業であり通常の業務の範囲内であるべきところ、今回は次世代投資として計上されている。海外では、これまで取組を積極的に進めてきた事業者に配慮し、取組の進んでいるところにボーナス加点する等の仕組みも導入されているが、日本では、むしろ全般的に取組が遅れている。今後そうした制度の導入を検討するとしても、海外との比較などの客観的な指標が用いられるべきであり、日本の事業者間の先行後行により適用されるべきではない。
- ⑤ 次世代投資は、送配電事業者の基本的な責務である、電力の安全性、安定性を強化していくことが重要であり、こうした観点から、N-1電制、ノンファーム接続、再給電方式、配電網の高度化や次世代スマートメーターなど、再生可能エネルギーの拡大やレジリエンス強化の推進を積極的に位置づけている点は評価できる。他方、個別査定により効率化係数の対象外とするか否か、仕訳先のスクリーニングやコストの妥当性の審査が行われる中で、次世代投資案件として効率化係数の対象外とすることにした案件については、その投資による費用対効果の面を含め、次世代投資案件として認める理由について、明確な説明が必要である。

また、次世代投資として計上された費用については、計画段階では精度の高い費用を計上することが難しいことは理解するが、発注段階になれば競争入札によって価格が下がるのが通常である。したがって、今後、将来における調達コストのモニタリングを含め、コスト管理が適切に行われているかどうか、投資効果や計画履行状況の検証を実施していく必要がある。次世代投資についてのこうした検証やモニタリングは、現在検討されている電力会社内の第三者委員会ではなく、後述する独立した委員で構成される外部のプロセスで公開の下、継続して行われるべきである。

コスト削減の実効性の向上について

⁹ 令和4年5月31日 次世代スマートメーター制度検討会取りまとめ

(5) コスト削減の実効性の向上

消費者利益の擁護を図るため、上記に示した疑問点の速やかな解消に向け、電力・ガス取引監視等委員会は独立性をもって必要な対応を早急に行い、今回の事業計画の値の妥当性及びその査定方法の適切さについて、消費者の理解・納得を得られるよう分かりやすい形で説明する必要がある。

加えて、今後とも継続して消費者からの信頼を得るために、経営上のガバナンスを効かせられるよう、電力会社及びその利害関係者、監督官庁から独立した社外のメンバーによる第三者機関¹⁰が各社のコスト削減の状況を定期的にモニタリングするといった手法を含め、第1規制期間においてコスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきである。その上で、場合によっては規制期間の期中における料金水準の見直しも排除することなく検討すべきである。

その他制度面等について

(6) 廃炉円滑化負担金相当金等

制御不能費用に計上されている原発の廃炉円滑化負担金相当金や賠償負担金相当金、電源開発促進税については、本来託送料金とは関係のない費用であることから、政策的観点から託送料金で徴収している費用については、送配電ネットワークの整備に要する費用とは区別した形で明示すべきである¹¹。

(7) 固定費の配分

- ① これまでも消費者委員会において意見として発出している¹²が、固定費の低圧部門（家庭用等）、特別高圧・高圧部門（産業用）への配分に当たっては現在、3種需要種別が共通して利用する設備コストは「2：1：1法」、特別高圧部門以外の需要種別が利用する設備コストは「2：1法」によって配分されているが、この配分方法は各常用種別のピーク需要の比較割合に応じた配分に大きなウェイトを置くことによって、低圧部門に過大

¹⁰ 第三者の要件の例として、一般送配電事業者の利害関係者ではないこと、一般送配電事業者によって指名された者ではないこと、査定能力を保有していること、査定を行う権限が与えられていること、が考えられる。

¹¹ 令和3年7月16日 電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する消費者委員会意見

¹² 平成28年7月26日 電力託送料金の査定方法等に関する消費者委員会答申及び令和3年7月16日 電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する消費者委員会意見

な固定費を配分することになっている懸念があるところであり、一般消費者に過大な負担を課さないよう、配分手法の見直しの検討が必要である。

- ② 電圧別に必要な設備コストに関する実績データ等のエビデンスを踏まえた上で、より公平な配分基準に修正することを速やかに検討すべきである。

（８）発電側課金の検討

送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造である。このため、発電側課金を導入して、託送料金の一部について発電事業者負担を求めることが検討されてきた。その後、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組むという方針の下、令和４年中に導入の可否を含めて結論を得る方向性が示されている¹³¹⁴¹⁵。

発電側課金は、発電事業者ネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用の抑制、ひいては消費者負担の低減が期待されている。このため、最終負担者である消費者の利益の増進に資するよう検討することが必要である。

一方で、再生可能エネルギー発電事業者が新たに負担することとなるコストは、小売事業者への販売価格に上乗せせざるを得ないため、消費者の負担につながる可能性が高く、再生可能エネルギー発電事業者の負担増や投資抑制を招き¹⁶、国が進める再生可能エネルギー最優先の原則に逆行する効果をもたらす可能性がある。また、これまで、日本の発電設備の約９割を占める既存の大規模発電設備は、総括原価の下に建設された送配電設備を自由に利用してきた経緯がある。したがって、送配電設備の効率的な増強と発電事業者間負担、今後伸ばしていくべき電源間の公正性等の観点を中心に考慮し、特に再生可能エネルギーの拡大を阻害することがないように制度設計を行うべきである。

（９）賃金の適正性の確保

¹³ 令和３年１０月２２日 閣議決定「第６次エネルギー基本計画」

¹⁴ 令和３年１２月２４日 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

¹⁵ 令和４年４月２１日 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合

¹⁶ 課金分を再エネ賦課金で賄う案も検討されている（令和４年１１月１５日 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）が、制度変更を遡及的に行うことは、行政コストの増加につながるうえ、賦課金の低減も行われず、国民負担が増加する。再エネ投資の制度リスクとして受け止められ、投資を抑制し、ファイナンスコストを上昇させるおそれがある。

各一般送配電事業者は、コスト効率化を進めていくとしているところであるが、その際、原材料費等の価格転嫁を適正に進めつつ、人への投資の観点から、下請事業者も含めた賃金¹⁷を適正化していくことも、政府が進める成長と分配の好循環を実現する上で重要である¹⁸。

消費者への丁寧な説明等に関する意見

(10) 消費者の理解・納得

- ① 目下、電気料金が高騰し、国民生活への負担感が増大している中で、電気料金の構成や内訳にとどまらず、値上がりしている要因について消費者への分かりやすく丁寧な説明がこれまで以上に必要である。加えて、託送料金に、どのような費用が含まれているかについて消費者が十分に理解しているとは言い難い。消費者が納得できるよう、繰り返し様々な機会をとらえて分かりやすく説明することが重要である。

経済産業省及び各一般送配電事業者は、電力の安定的な供給を前提としつつも、同じ電力供給の品質であっても地域独占によって選択肢が限られる消費者に対し、いかに効率的に提供するための工夫、努力をしているのか、その成果がどのような形で実を結び、消費者の利益につながっているのか、上記に示した各項の意見を踏まえ、分かりやすさに努めた説明を行うべきである。

- ② 今回、託送料金制度が総括原価方式からレベニューキャップ制度に変更され、消費者にとって何がどう変わるか、どのような制度で、どういったメリット・効果があるかということも十分に理解されているとはいいがたい。経済産業省及び消費者庁は、電力自由化や発送電分離の趣旨・目的を含め、レベニューキャップ制度の内容・趣旨や電気料金のうち託送料金を構成する関連費用の負担の在り方等の検討経緯を、消費者が改めて十分に理解し納得できるように、消費者にとって分かりやすく、丁寧な情報発信を積極的に行うことなどの取組を一層進めるべきである。

(11) 幅広いステークホルダーの参画の機会の確保

一般送配電事業者が規制期間に達成すべき目標のうち、一部の目標項目については、地域ごとのニーズを踏まえるため、ステークホルダー協議を行う

¹⁷ 下請事業者の賃金水準を調べることには困難を伴うが、このような調査も必要になるであろう。

¹⁸ 「公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての消費者庁における主なチェックポイント」（令和4年8月19日消費者庁）に準じ、料金の算定に賃上げが適正に見込まれることが求められる。

ことが求められており、各一般送配電事業者においてはそれを踏まえた対応が行われているとされている。しかし、実際に協議に参加しているステークホルダーの範囲は限定されており、取り上げられる視点も狭く、広く消費者の意見が聴取されているとは言えない。海外事例¹⁹なども参考に、一般送配電事業者において、生物多様性や景観問題も視野に、消費者や消費者団体、環境団体、次世代を担う若年世代等、幅広いステークホルダーを巻き込んだ丁寧な協議を日常的に行うよう、地域コミュニティの中での合意形成の取組を強化していくことが求められる。

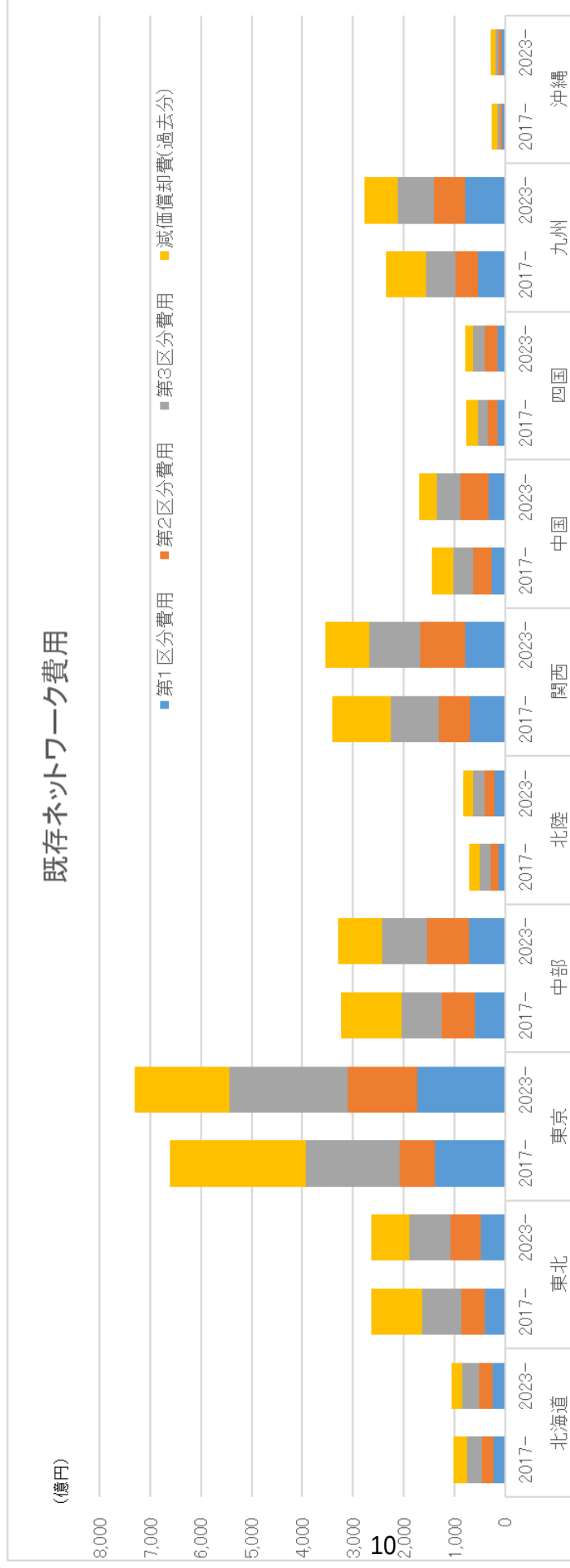
消費者利益の擁護を図るため、消費者委員会では、レベニューキャップ制度の運用後においても、上記に指摘した事項の対応状況等について、電力・ガス取引監視等委員会へのヒアリングを含めた適切なフォローを行う。

以上

¹⁹ ドイツの送配電事業者では幅広いステークホルダーを巻き込んだコンサルテーションを地域に公開しつつ実施し、景観や生物多様性などの地元の懸念を、設備投資の方法の選考の過程で取り入れている事例もある。

別添1

● 規制期間(2023-2027年度)の既存ネットワークコストは、2017-2021年度と比較し1社を除き増加



※ここでのいう既存ネットワーク費用とは、第1区分費用（人件費を除く）、第2区分費用（固定資産税を除く）、第3区分費用（株式・社債発行費関連費用、開発費償却、廃炉等負担金、離島供給費用を除く）、過去の減価償却費

	北海道			東北			東京			中部			北陸			関西			中国			四国			九州			沖縄		
	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率
第1区分費用	236	239	+1.1%	399	473	+18.7%	1,378	1,733	+25.8%	591	718	+21.6%	128	212	+65.4%	682	784	+15.0%	263	332	+26.3%	144	159	+10.4%	540	786	+45.4%	56	65	+15.0%
第2区分費用	216	269	+24.9%	471	601	+27.6%	696	1,367	+96.4%	658	814	+23.8%	165	189	+14.5%	625	895	+43.3%	366	561	+53.2%	197	245	+24.0%	434	614	+41.5%	45	66	+46.2%
第3区分費用	297	337	+13.5%	773	807	+4.4%	1,850	2,331	+26.0%	786	896	+14.1%	200	224	+12.0%	951	991	+4.3%	388	453	+16.6%	189	226	+19.2%	592	715	+20.7%	54	65	+20.4%
減価償却費 (過去分)	263	207	-21.5%	1,001	749	-25.2%	2,691	1,873	-30.4%	1,200	872	-27.3%	218	191	-12.8%	1,146	873	-23.8%	433	341	-21.2%	241	158	-34.4%	780	666	-14.7%	108	82	-24.0%
計	1,012	1,052	+3.9%	2,644	2,631	-0.5%	6,615	7,303	+10.4%	3,234	3,301	+2.1%	712	816	+14.6%	3,403	3,544	+4.1%	1,451	1,687	+16.3%	771	787	+2.0%	2,347	2,781	+18.5%	263	277	+5.4%

(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

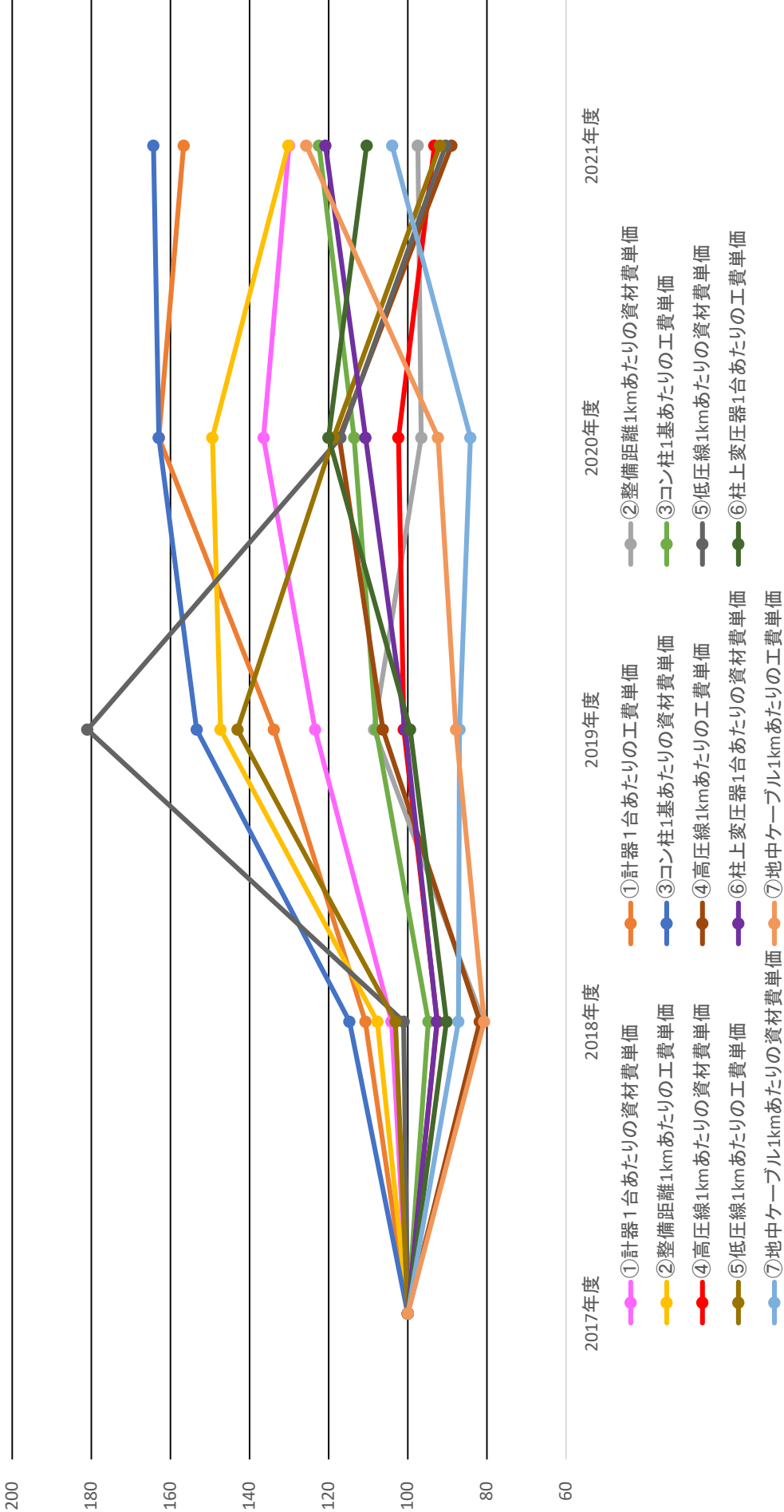
※各社の金額は、各期間の平均金額によるもの

2.既存ネットワークの物品費・工費の単価の変化(1)

別添2-1

●2017年度から2021年度にかけて、単価は多くの品目で上昇傾向

①東京電力PG 配電系統 単位あたり資材／工費 単価インデックス(2017年=100)



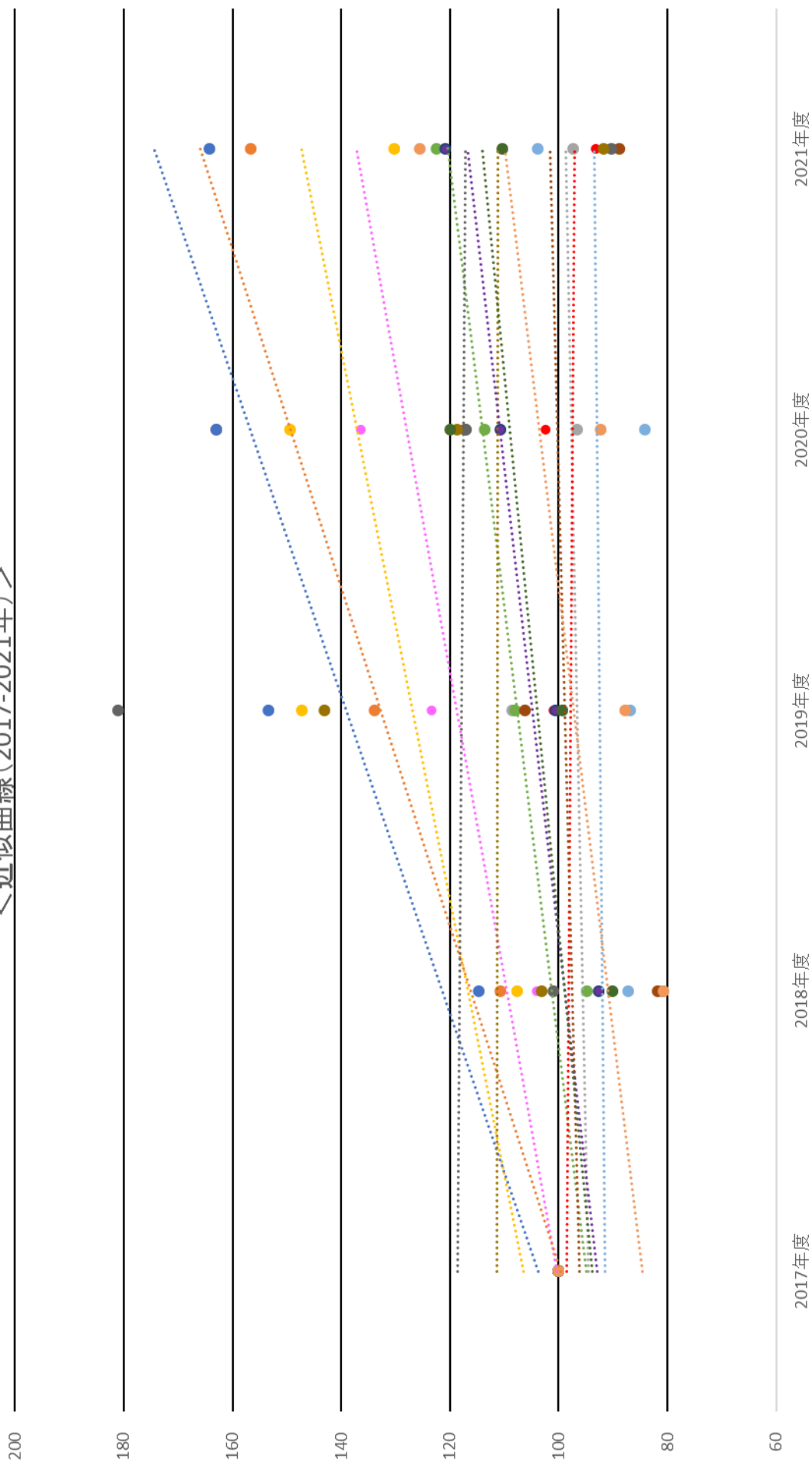
※ 東京電力PGのCAPEX(配電系統)における統計査定の対象項目となっている品目の物品費・工費の単価(①)

(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

2 既存ネットワークの物品費・工費の単価の変化(2)

別添2-2

東京電力PG 配電系統 単位あたり資材/工費 単価インデックス(2017年=100)
<近似曲線(2017-2021年)>

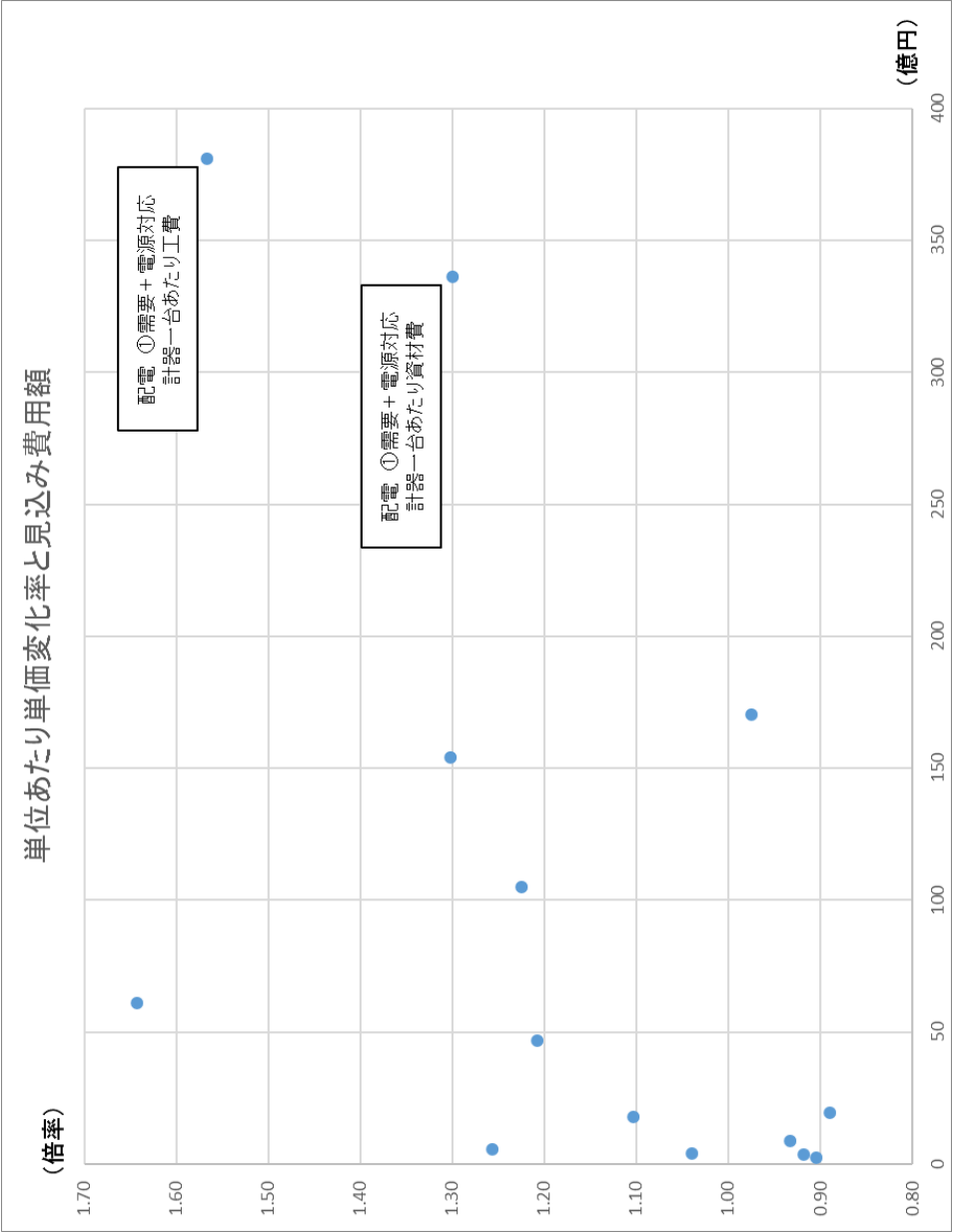


※プロットは①と同じ単価データ、点線はそれらの近似曲線(線形近似) ②)
(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

2 既存ネットワークの物品費・工費の単価の変化(3)

別添2-3

●規模の大きな工事種別(需要+電源対応の工費と資材費)のコストが上昇(グラフの右上の部分)
→ 全体費用に対するインパクトが大きいことが分かる



※ 縦軸は、①②で用いた単価の2017年度に対する2021年度の変化率。横軸は、各品目の見込み費用額(2023年度から2027年度)の平均年額。

(備考) 電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

- 2017年度から2021年度における単価上昇について、適切に規制期間(2023年度から2027年度)における単価の見積もり
に反映することで、費用削減の余地の可能性があるのではないか

物品費・工事費の単価の変化と収入見通しに盛り込まれた費用額

	2017-2021年度 の単価の変化 (倍率)	2023-2027年度 の平均年額 (億円)	年あたり インパクト (億円)
北海道電力	0.97	189	-6
東北電力	1.03	487	13
東京電力	1.29	1314	297
中部電力	1.30	537	123
北陸電力	1.02	121	2
関西電力	1.24	431	84
中国電力	1.11	382	38
四国電力	1.23	151	28
九州電力	0.96	403	-17
沖縄電力	1.02	46	1

※1 「2017-2021年度の単価の変化(倍率)」は、14品目の単価変化率についての2023年度から2027年度までの見込み費用額を用いた加重平均

※2 「年あたりインパクト」は、その単価上昇がなかった(2017年の単価が維持された)と仮定した場合の「2023-2027年度の平均年額」と各事業者の事業計画に盛り込まれた費用額(平均年額)の差

(備考) 電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

4. 工事発注に係る競争性の実効性の確保

別添4

● 工事種別ごとに落札金額上位3社の状況を年度ごとに見てみると、順位や事業者が固定している傾向が見られるほか、近年その傾向が高まっているケースも一部見られる

東京電力PG

架空送電工事

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1位	A社	A社	D社	F社	F社	A社	A社
2位	D社	D社	A社	E社	C社	F社	B社
3位	E社	E社	B社	B社	B社	C社	C社

地中送電66kV工事

1位	A社	D社	D社	D社	A社	A社	A社
2位	F社	B社	B社	A社	B社	B社	B社
3位	C社	E社	A社	B社	C社	C社	C社

15

変電工事

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	C社	C社	C社	C社	B社	B社	B社
3位	B社	B社	B社	B社	C社	C社	C社

配電架空線工事

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	C社	B社	B社	B社	B社	B社
3位	D社	B社	C社	C社	C社	C社	C社

送電鉄塔

1位	C社	B社	C社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	A社	A社	C社	C社	B社	B社
3位	A社	C社	B社	B社	B社	C社	C社

送電電線

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	B社	B社	C社	C社	B社	B社
3位	F社	E社	D社	B社	B社	C社	C社

地中送電154kV

1位	D社	A社	B社	A社	A社	B社	A社
2位	A社	C社	A社	C社	B社	A社	B社
3位	B社	B社	C社	B社	C社	C社	C社

変電変圧器

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1位	A社	B社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	A社	B社	B社	B社	B社	B社
3位	-	C社	C社	C社	C社	C社	C社

変電遮断器GOB

1位	A社	A社	A社	C社	B社	A社	A社
2位	B社	B社	E社	B社	C社	C社	B社
3位	C社	E社	C社	E社	A社	D社	C社

変電遮断器GIS

1位	A社	A社	A社	D社	A社	A社	A社
2位	-	D社	D社	A社	D社	C社	B社
3位	-	-	E社	-	B社	-	-

コンクリート柱

1位	C社	C社	C社	C社	A社	A社	A社
2位	D社	D社	D社	A社	B社	C社	B社
3位	E社	E社	E社	B社	C社	B社	C社

アルミ電線

1位	A社	A社	B社	B社	A社	A社	A社
2位	B社	B社	A社	C社	C社	C社	C社
3位	C社	C社	C社	A社	B社	B社	B社

柱上変圧器

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	D社	D社	D社	D社	B社	B社	B社
3位	C社	C社	C社	C社	C社	C社	C社

配電ケーブル

1位	E社	E社	E社	F社	F社	F社	F社
2位	B社	F社	F社	C社	D社	D社	B社
3位	A社	B社	C社	D社	C社	B社	D社

(備考) 電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

【参考】

1. 消費者の視点から見た電気料金

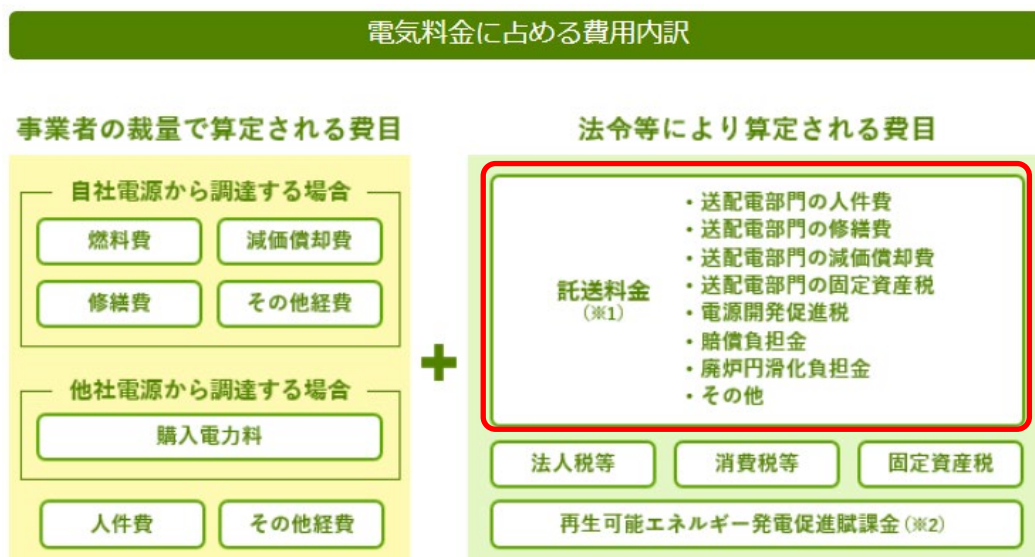
(1) 家庭向け電気料金の推移



出所：総務省消費者物価指数より作成

(2) 電気料金の内訳

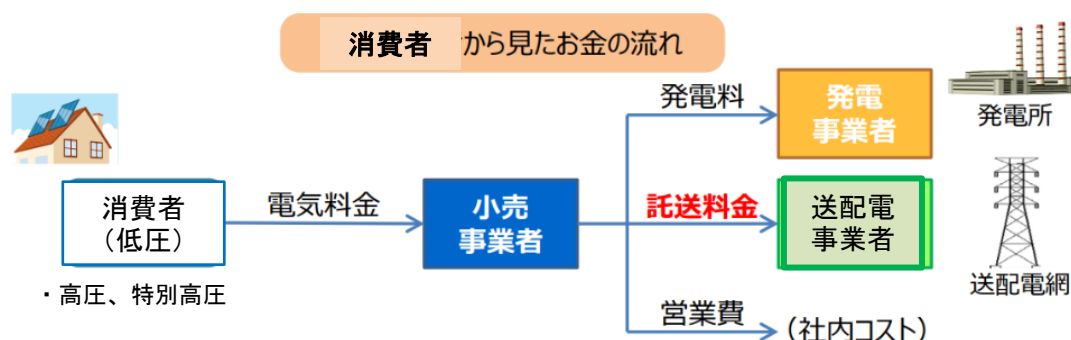
【図表 1】



出所：資源エネルギー庁 HP 掲載資料を基に作成

- 託送料金は、電気を送る際に利用する送配電網の利用料金として、小売電気事業者を通じて、一般送配電事業者に支払うこととなる費用である。

【図表 2】



出所：資源エネルギー庁 HP 掲載資料を基に作成

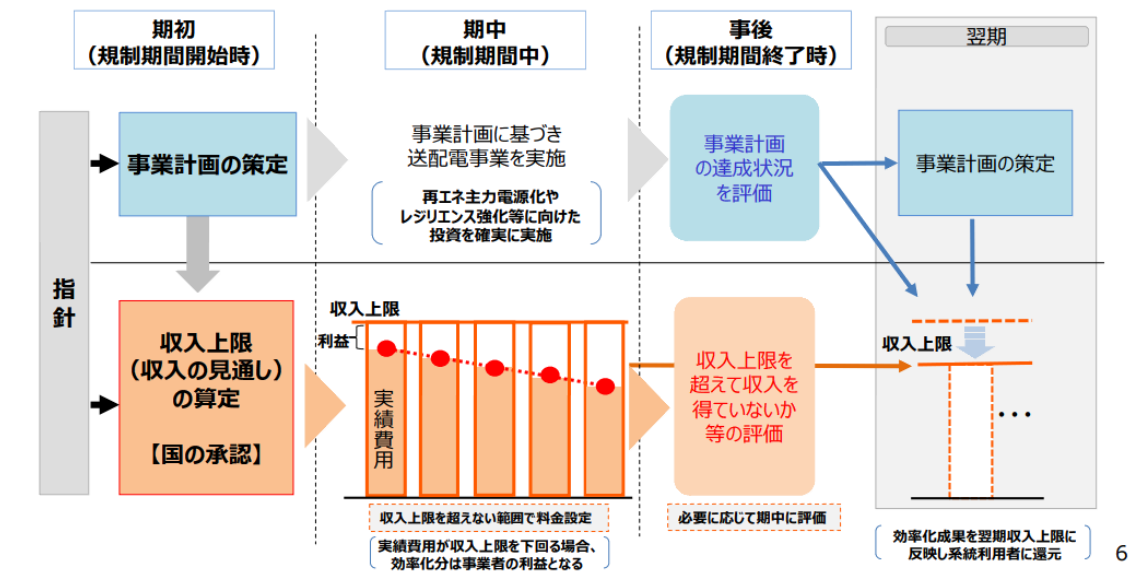
2. レベニューキャップ制度の全体像

- レベニューキャップ制度は、一般送配電事業者における必要な投資の確保（送配電網の強靱化）とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを狙いとしている制度である。規制期間中（5年間）、一般送配電事業者が承認を受けた収入上限（収入の見通し）を超えない範囲で柔軟に託送料金を設定できるものであり、実績費用が収入上限を下回る場合、一般送配電事業者の利益の一部とし、コスト効率化のインセンティブとするものである。

【図表 3】

レベニューキャップ制度の全体像

- レベニューキャップ制度では、国が示した指針に沿って、一般送配電事業者が、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、実施に必要な費用をもとに収入上限を算定した上で、国に計画を提出する。
- 一般送配電事業者は、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとする。



出所：電力・ガス取引監視等委員会説明資料より

- 託送料金に含まれる費用は、レベニューキャップ制度導入に当たり、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」に基づき、下記のとおり算定されることとなる。

【図表 4】

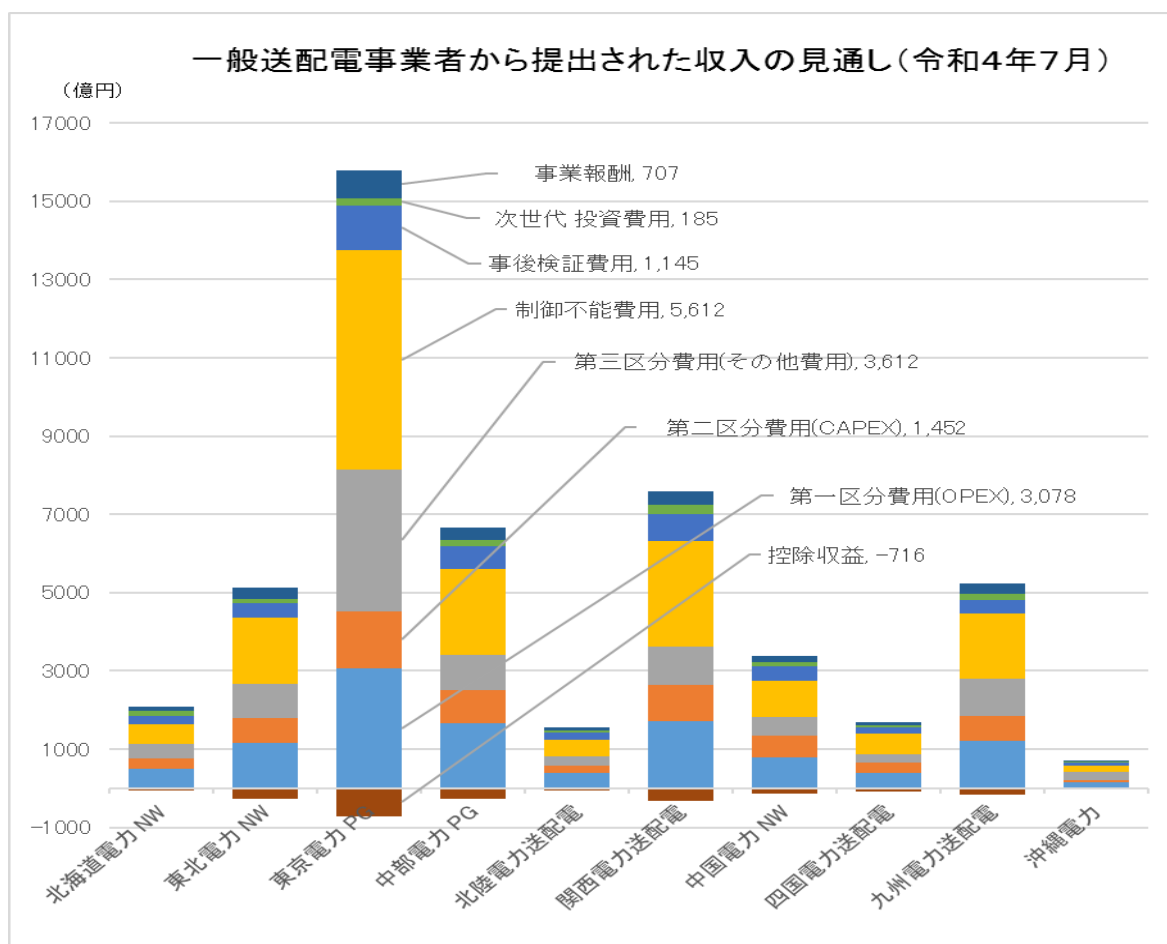
①第1区分費用 (OPEX 査定対象費用)	主に送変配電部門の人件費・委託費
②第2区分費用 (CAPEX 査定対象費用)	主に送変配電部門の新規投資に係る減価償却費及び固定資産税
③第3区分費用 (その他費用・廃炉等負担金)	その他費用、主に修繕費、託送料、固定資産除却費、離島供給費用、廃炉等負担金等
④次世代投資に係る費用	脱炭素化、レジリエンス強化、デジタル化、効率化等の便益をもたらす先進的な取組費用
⑤制御不能費用	主に送変配電部門の既存投資に係る減価償却費及び固定資産税、容量拠出金等の調整力の確保

	に係る費用、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、税金等
⑥事後検証費用	主に需給調整市場の調達費用等の調整力の確保に関する費用
⑦事業報酬	
⑧控除収益（▲）	主に電気事業雑収益

- 一般送配電事業者は、次に掲げる事業計画の策定が求められている。

【図表 5】

(1) 目標計画		
(2) 前提計画		
(3) 事業収入全体見通し		
(4) 費用計画		
	①第1区分費用 (OPEX 査定対象費用)	⑤制御不能費用
	②第2区分費用 (CAPEX 査定対象費用)	⑥事後検証費用
	③第3区分費用 (その他費用・廃炉等負担金)	⑦事業報酬
	④次世代投資に係る費用	⑧控除収益
(5) 投資計画		
	①設備拡充計画(連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統)	
	②設備保全計画(リスク量算定対象設備、リスク量算定対象外設備)	
	③その他投資計画(送配電設備以外の投資対応)	
	④次世代投資計画	
(6) 効率化計画		



出所：各社の提出様式、事業計画等により電力・ガス取引監視等委員会作成資料を基に作成

(単位：億円)

	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力送配電	関西電力送配電	中国電力 NW	四国電力送配電	九州電力送配電	沖縄電力	合計
第一区分費用(OPEX)	498	1,167	3,078	1,671	388	1,710	777	405	1,203	144	11,043
第二区分費用(CAPEX)	276	626	1,452	842	196	931	577	251	642	68	5,860
第三区分費用(その他費用)	360	871	3,612	898	225	991	478	226	962	204	8,827
制御不能費用	491	1,699	5,612	2,195	433	2,690	917	513	1,662	159	16,371
事後検証費用	226	360	1,145	588	195	692	358	157	329	88	4,137
次世代 投資費用	122	118	185	145	42	221	108	66	168	20	1,194
事業報酬	107	280	707	320	72	347	154	69	279	39	2,374
控除収益	-65	-274	-716	-274	-57	-309	-139	-87	-172	-8	-2,101
収入の見通し計	2,015	4,846	15,076	6,386	1,494	7,273	3,230	1,600	5,071	714	47,705

(出典) 各社の提出様式、事業計画等により電力・ガス取引監視等委員会事務局作成、億円未満を四捨五入

※各社の金額は、期制期間平均によるもの

- 電力・ガス取引監視等委員会は、一般送配電事業者から提出された事業計画について、料金制度専門会合において検証・審議を進めている（令和４年７月２９日以降計１３回開催）。なお、審議内容はインターネット中継で常時公開されている。